

御船町農業委員会会議録

令和4年2月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和4年2月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 13時30分～14時40分

2. 場 所 御船町役場 保健センター 2階 研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 なし

最適化推進委員 9名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条について

8 議案第9号 農地中間管理事業第19条について

9 議案第10号 農業経営基盤強化構想の変更について

10 報告第3号 合意解約について

11 報告第4号 非農地判断について

12 報告第5号 非農地証明書について

13 報告第6号 耕作証明書について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和
主 査 前川 俊司

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員全員の出席をいただいております。御船町農業委員会会議規則第 6 条により、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員 9 名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、2 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしく願います。

議 長 はい、こんにちは。今日は、工事の関係で騒がしいので、審議に集中するのが難しいかもしれませんが、皆さんよろしく願います。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。2 番 荒木委員、3 番 坂本委員よろしく願います。それでは、議案第 5 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 1 ページをお願いします。
議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。
2 ページをお願いします。今日は、3 件の申請が上がっております。順番に、読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：〇〇 字〇〇△ - △ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ー△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）となります。

続きまして、申請番号②

土地の所在地：〇〇 字〇〇△ 地目：田 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）であります。

続いて、申請番号③

土地の所在地：〇〇 字〇〇△ - △ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由：3条の所有権移転になります。申請者、及び申請筆につきましては、3ページ・4ページにかけて掲載をしております。筆数が多いため、読み上げは割愛させていただき、譲渡人は、〇〇 〇〇他△名になります。畑の△筆、面積の合計△㎡になります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。今月の3条申請は、3件22筆が上がっており、筆数が多くなっております。それでは、申請番号①番は私の担当ですので、説明をさせていただきます。先ず、場所の説明です。説明資料の3ページをご覧ください。〇〇という地区で、〇道〇〇線沿いの、〇〇の反対側になります。申請地は、集落の中ほどにあり、4ページの写真のとおり水田の現況です。今回の申請は、長年面倒を見られてこられた譲受人に譲渡したいとのこと。何の問題もないかと思えます。皆様のご判断をよろしくお願いいたします。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手を、お願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして申請番号②番について担当の池田委員説明をお願いいたします。

8番 1月27日に、永本推進委員と事務局で現地の確認をしました。場所は、説明資料の7ページと8ページをご覧ください。〇道△号線を、〇〇方面に向かいまして、途中の交差点を〇〇の方へ右折し、最初の十字路の角地になります。譲渡人は、〇〇に居住されていて、譲渡先を探されておられましたところに、譲受人が名乗り出られて、今回の申請に至りました。第2項の該当要件は、満たしており何ら問題なく、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③番について

- 担当の野田委員説明をお願いします。
- 4 番 場所の説明をします。説明資料の 11 ページと 12 ページをご覧ください。〇〇インターチェンジから〇〇方面へ向かい、7 から 8 km 位のところにあり、〇〇の駐車場の脇になります。譲受人は以前から畜産業を営んでおり、纏まった牧草の用地が必要になり、〇〇〇〇他△名との譲渡の合意に至りました。会社は、〇〇県にありますが、〇〇地区にお住いの〇〇〇〇氏が、代表役員を務められています。周辺地域への支障をきたす恐れは認められないと判断します。皆様のご審議をよろしく願いいたします
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明に対し、ご質問・ご意見はございませんか。〇〇の会社は、どこに牛を所有されていますか。
- 4 番 〇〇県で畜産業を営んでいて、こちらで共同経営の形で事業を行っています。
- 議 長 〇〇の会社は〇〇にあると思いますが。〇〇県にも農地があるのですね。
- 4 番 こちらで、肥育牛 300 頭位を飼育されていて、それに対する牧草が必要になったということです。〇〇〇〇氏が、代表役員で世話をされていて、その中で話が纏まったということです。
- 13 番 建物の建築に対する規制とかはありますか。
事務局 都市計画地域外になりますので、比較的規制がかかりにくい地域にはなります。しかし、農業振興地域に指定されていますので、農業用の建物でないと建てることはできません。
- 13 番 畜舎は、どうなりますか。
事務局 畜舎は農業用の施設になりますので、規制はかかりません。
- 2 番 譲受人は株式会社となっておりますが、この住所に事務所はありますか。
事務局 法人として登記されております。事務所の実態は、把握はしておりません。
- 2 番 〇〇〇〇氏の住所が、会社の住所となっているようですが。
事務局 そのことに、特に問題はありません。
- 3 番 写真を見ると、耕作しているようにも見えますが。
- 4 番 現状は、畑のように耕してはありますが、以前はキャベツの栽培や、茶畑もありました。傾斜が少しありますが、均せば牧草は植えられると思います。

議 長
4 番
議 長
全委員
議 長

規模拡大と思いますが、従業員の地元採用とかはありますか。
何人かは、従業員を増員する計画ではあるようです。

他に、ご質問・ご意見はございませんか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

続きまして、4条と5条の一部の案件が隣接地であり、関連します
ので、議案第6号と議案第7号をまとめて提案いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5ページをお願いします。

議案第6号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年2月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

議案書の2ページをお願いします。

今月4条の申請が1件出ております。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積△m²

申請者の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

転用目的：進入路 理由：4条県許可になります。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和4年2月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

今月は5条申請が6件上がっておりますので、順番に読み上
げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場 理由：5条所有権移転（県許可）にな
ります。

続きまして、申請番号②

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△-△ 合同会社〇〇〇〇

転用目的：グループホーム 理由：5 条所有権移転（県許可）
です。

申請番号③

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△-△〇〇

〇〇 〇〇

転用目的：進入路 理由：5 条所有権移転（県許可）です。

申請番号④

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：駐車場 理由：5 条所有権移転（県許可）になります。

申請番号⑤

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

最後になります、申請番号⑥

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m²

貸人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町△-△

株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇

転用目的：店舗建設用地 理由：5 条賃借権設定（県許可）
になります。

2 筆目

土地の所在地：〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△m²

貸人の住所・氏名、借人の住所・氏名、転用目的及び理由

は同上になります。田 2 筆 計△m²

以上です。よろしく願いいたします。

議 長

それでは変則ですがけれども、先に 4 条と関連した 5 条の申請
番号③④⑤番を担当の藤岡委員から説明いただきたいと思い

ます。順序が前後しますが、5条の申請番号①は、その後をお願いしたいと思います。

5 番

1月27日に池田委員、永本推進委員と事務局で現地を確認しております。お手元の説明資料の41ページをお願いします。〇〇地区の〇〇の手前のコンビニエンスストアから左に入った集落内に4つの申請地が在ります。それでは戻って、18ページの地図をご覧ください。先ず4条の申請地は、赤色で示したところになります。転用目的は進入路になりますが、斜線部に住宅が建つということで、こちらの持ち主の方が、ここに進入路を作りたいと、申請が上がっております。農地区分は第2種、転用面積は91㎡になります。5条の申請番号③番については、緑色で示されたところになります。譲受人の住宅への出入りが困難であったため、進入路を拡張したいとの希望で今回の申請にいたしました。こちら、第2種農地で、田の14㎡になります。37ページをご覧ください。段差になっており、耕作しにくい圃場ということではあります。申請番号④番は、同じ18ページの淡い青色で示されたところになります。申請地は譲受人の隣地であり、手狭になった駐車場を拡張したいとのことで、今回の申請にいたしました。申請番号⑤番は、同じく18ページと同じ資料になりますが、47ページの斜線部分のところになります。個人住宅を建てられるということで、申請が上がっております。4条と5条の申請番号③番と④番については、進入路と駐車場なので、排水関係は問題ないと思われま。個人住宅に関しては、45ページをお願いします。面積は、311㎡になります。汚水・雑排水は既設下水道へ接続します。雨水は、浸透枳を設置し道路側溝へ放流するようになっていま。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今の4条と5条の3件について、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、5条の申請番号①番について、担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番

はい、1月28日に事務局、川地推進委員と現地を確認いたしました。今回の場所の説明をします。お手元の説明資料の24

ページの地図をご覧ください。赤色で示したところになります。〇〇川に架かる〇〇橋を渡り、右折し△m ほどの場所にある農地になります。地目は、田 1 筆△m²になります。現状については、25 ページの写真をご覧ください。麦が作付けしてある状態でした。田ではありますが、長年畑としての利用をされてきました。申請者は、町内で会社役員をしている個人で、自社の資材置場の保管場所を探しており、申請地で所有権移転の交渉がまとまり今回の申請にいたったところになります。22 ページにお戻りください。2 種の農地になります。一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから、総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3 番 はい、それでは、場所の説明をします。お手元の説明資料の 29 ページをお願いします。赤色で示されたところになります。1 月 27 日に事務局と大森推進委員と現地を確認しました。場所は〇〇学校から〇〇方面に△m ほど行ったところの集落内の農地になります。野菜を作っておられましたが、売りに出され、直ぐに買い手が付きました。次に 27 ページをお開きください。申請地の農地区分は第 2 種農地になります。申請面積は 444 m²になります。転用目的は、グループホームの建築になります。申請人は〇〇町内で福祉サービスを主に営んでいる法人です。所有権移転による合意の目途が立ったので、申請にいたっております。農地が減ってしまうのは忍びないのですが、仕方のないことかとも思います。また、一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、すべて適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て、許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。道路の広さは、どれくらいになっていますか。

- 3 番 町道ですので、ある程度の広さはある、自動車は離合できます。
議 長 只、土手があるので気を付ける必要はあると思います。
3 番 大きな通りに面したところに建てた方が、良かったのではと思
議 長 いますか。
全委員 グループホームなので、ある程度静かな場所を探されていたの
議 長 だと考えられます。
全委員 他に、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。
議 長 ありません。
全委員 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
全委員 続きまして、申請番号⑥番、担当の森田委員説明をお願いいた
全委員 します。
7 番 はい、はじめに場所の説明をします。お手元の説明資料の 53
全委員 ページの地図をご覧ください。1月27日に事務局と藤岡委員、
全委員 池田委員と永本推進委員と現地を確認しました。場所は〇〇か
全委員 ら〇〇道△方面に△m ほど行ったところの農地になります。
全委員 登記地目は田になります。現況については、55 ページの写真
全委員 のように、休耕している状態であります。次に 51 ページと 52
全委員 ページをお開きください。申請地の農地区分は第 3 種農地に
全委員 なります。申請面積は、田の 2 筆で合計 481 m²になります。
全委員 転用目的は、店舗建設用地になります。申請人は〇〇市内で飲
全委員 食店等を主に営んでいる法人で、〇〇道バイパス沿いで一定の
全委員 集客が見込めるような場所を探していました。申請地の所有者
全委員 と賃借権設定による合意の目途が立ったので、今回の申請に至
全委員 っております。また、一般基準の 1 から 10 において該当する
全委員 箇所は、すべて適当と判断します。以上のようなことから、総
全委員 合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろ
全委員 しくお願いいたします。
議 長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見をありません
全委員 でしょうか。ここは、埋め立て地でしょうか。そうであれば、
全委員 形状変更届は出してありますか。
8 番 譲渡人が現地に移転した時に、埋め立てたのではないかと思
全委員 います。
事務局 古い話で、資料が事務所に残っていないので確認はできていま
全委員 せんが、埋めあげるということで届け出が出ていたと思われま
全委員 す。

8 番 議 長 学校の学習田であった当時は、段下がりの状態した。
その時は、ビニールハウスはありましたか。

8 番 自宅とライスセンターがあり、近隣から苦情が出ないように、
この申請地も取得されたものと記憶しております。

9 番 精米用にビニールハウスを建てられたときに、埋めあげたので
はないかと思います。

議 長 確認できないのであれば仕方ありませんが、本来ならば始末
書添付かも知れません。他に、ご質問・ご意見はありませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
続きまして、議案第 8 号を提案いたします。事務局の説明をお
願いいたします。

事務局 議案書の 9 ページをお願いします。
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。
10 ページに利用権設定等状況一覧表の新規分を掲載してあり
ます。今月は 10 件の申請が上がっております。合計値のみ読
み上げます。田の 9 筆 35,799 m²、畑 1 筆 1,220 m²、計の 10
筆 37,019 m²です。続いて、11 ページと 12 ページに再設定分
の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。16 件の申請
が上がっております。こちらも合計値のみ読み上げます。田の
12 筆 39,006 m²、畑の 5 筆 12,354 m²、計 17 筆 51,360 m²にな
ります。
続いて、13 ページをお願いします。
所有権移転関係ということで、農業公社を通した売買の案件に
なります。1 件の申請が上がっております。田の 290 m²計の
290 m²です。
続いて、14 ページをお願いします。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集積計画を定める。
令和 4 年 2 月 10 日提出 上益城郡御船町
15 ページをお願いします。令和 4 年第 2 回農用地利用集積計
画総括表を掲載しております。左側が今月分、右側が本年累計
となります。合計値のみ読み上げます。今月分で、田の 74,805

m²内再設定が 39,006 m²、畑の 13,574 m²内再設定が 12,354 m²、計の 88,379 m²内再設定が 51,360 m²です。所有権移転の田が 290 m²計の 290 m²になります。続いて右側の本年累計です。田の 115,534 m²内再設定が 112,470 m²、畑の 17,379 m²内再設定が 16,159 m²、計の 172,813 m²内再設定が 128,629 m²。所有権移転が田 3,191 m²計の 3,191 m²。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明に承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第 9 号を提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 16 ページをお願いします。
議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。
令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
17 ページをお願いします。農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表を掲載しております。こちらは、中間管理機構を通した農地の貸し借りになります。1 件申請が上がっております。田の 3,672 m²になります。以上です。

議長 はい。それでは、事務局の説明に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 10 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 18 ページをお願いします。
議案第 10 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、町長から別紙のとおり照会があったので、意見の決定を求める。

令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
19 ページに、町長から農業委員会会長に意見の照会がっております。この案件については、農林企画係の宮川主査から説明をさせていただきます。資料は、本日配布しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものと、新旧対照表と資料 1 と表示してあります、1 枚ものになります。皆様こんにちは、農業振興課・農林企画係の宮川といたします。よろしくをお願いいたします。以下「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更について説明する。

宮川主査

質問等あれば、お受けいたします。

- 9 番 認定農家の許可が下りる条件として、年収 400 万円以上になっていると思いますが、以前はどうなっていましたか。
- 宮川主査 以前は、1 経営体当たり収入から経費を除いた所得が 610 万円でした。今回の変更で、主たる従事者 1 人当たり 400 万円になりました。
- 議長 更新時期は、どのようになっていますか。
- 宮川主査 申請時に 5 年間の計画を立てていただき、5 年毎の更新で再認定を受けることとなります。また、更新時期が近づきましたら、役場からお知らせをいたします。
- 9 番 企業が農業に進出してきていますが、どのような対応になりますか。
- 宮川主査 専業農家に対する制度ではありませんが、企業等も認定農家になることは可能です。収入の大部分が農業によるものである場合に限られます。
- 事務局 他に質問等が無ければ、進行を議長にお返ししたいと思います。
- 議長 それでは、ご意見を求められていますので、何かございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議長 それでは、意見はないということで回答したいと思います。続きまして、報告第 3 号から第 5 号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書の 20 ページをお願いします。
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。
令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会
21 ページと 22 ページにかけまして合意解約の届け出が 3 件上がっております。掲載しておりますことで報告に代えさせて頂きたいと思います。続いて、議案書の 23 ページです。
報告第 4 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。
令和 4 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会
次の 24 ページに、1 月に非農地の確認を行った 2 筆の農地を掲載しております。田代地区で 1 月 28 日に、野田農業委員と上田推進委員の 2 名で現地の方を確認し、非農地と判断しておりますのでここに報告いたします。
続いて、25 ページです。

報告第5号 非農地証明書を発行したので、報告する。

令和4年2月10日提出 御船町農業委員会

26 ページをご覧ください。非農地証明願が提出されましたので、2月1日付で非農地証明書を発行しております。説明資料70 ページの地図をご覧ください。資料の印刷時に表示されませんでしたのですが、地図上部の〇〇さん宅の脇になります。昭和27年10月20日の農地法施行日より以前から農地ではなかったということで、地元区長からの証明が出ております。現地確認した写真が71 ページになります。宅地の法面を構成している形になります。続いて、最後になります。議案書の27 ページをお願いします。

報告第6号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和4年2月10日提出 御船町農業委員会

議案書の28 ページから30 ページにかけて、発行した耕作証明書を3件分添付しております。それぞれ、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。非農地証明は、申請者と居住者が異なるのはどういうことですか。

事務局 申請者と居住者の関係性までは判りませんが、昭和27年より以前から農地ではなかったことが判明していれば、非農地証明書を発行しています。

議長 それでは、皆様の方から何かございますか。

3番 農業者が高齢化していて、後継者問題が深刻な状況であると思われま。行政の立場から、支援等の方策は何かありますか。

事務局 相談はあっております。後継者ではなく、全くの新規就農者の場合は、農地の貸し借り等の問題もあり、容易には行かない面も出てはきます。農地を探している方へは、適当と思われる農地が在った場合は、紹介等の案内はしております。

議長 その地域特有の事情等もあるでしょうから、一括りに行政からの指導等も難しいのではないのでしょうか。

3番 地域の共同作業に参加できる人が少なくなっており、将来が心配になります。

議長 そのような問題は、どこの地域も抱えていることだと思います。例えばシルバー人材センターに依頼するとか、それぞれ

に考えて対応されては如何でしょうか。他に、ありませんで
しょうか。なければ、本日の議事はこれで終了いたします。
お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

2 番

⑩

3 番

⑩